

受益者の皆様へ

2010年8月2日  
楽天投信投資顧問株式会社

**楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)  
投資信託約款変更(予定)に関するお知らせ  
(記載事項訂正のお知らせ)**

受益者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は、弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2010年6月30日付で弊社よりご連絡させていただきました「楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)の投資信託約款変更(予定)に関するお知らせ」(以下、「原通知書面」といいます。)につきまして、記載内容の一部に誤りがありましたので、別紙の通り、訂正させていただきます。

既にご連絡させていただいた内容に誤りがありましたこととお詫びいたしますと共に、今後とも弊社のファンドをご愛顧いただきますようお願いいたします。

**訂正内容に関するお問い合わせ先**

楽天投信投資顧問株式会社 企画部  
電話：03-6717-1900（土・日・祝日を除く9:00～17:00）

以上

【別紙】

楽天グローバル・バランス(安定型/成長型/積極型)  
投資信託約款変更(予定)に関するお知らせ  
記載事項における訂正後の内容

以下の \_\_\_\_\_ 部分(下線部分)は、訂正箇所を示します。

**1. 原通知書の冒頭部分において**

(前略)

なお、このお知らせは、投資信託法および投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)第 17 条の規定に基づき、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。重大な投資信託約款の変更に関する法定手続きの一環となりますので、何卒ご了承いただきたくお願いいたします。

(後略)

**2. 原通知書面の「投資信託約款の変更手続きおよび変更日程」において**

① 書面決議による議決権行使期間 平成 22 年 6 月 30 日(水)～平成 22 年 7 月 28 日(水)

② 投資信託約款変更予定日 平成 22 年 8 月 21 日(土)

上記 6 月 30 日現在の当ファンドの投資信託約款にかかる受益者は、上記の書面決議による議決権行使期間中に、楽天投信投資顧問株式会社に対し、書面により、当ファンドについて投資信託約款の変更に関する賛成または反対をお申出いただくことができます。

議決権行使書をご返送いただかない場合には、ご賛成いただいたものとみなさせていただきます。

(1) 当ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者様の半数以上の方であって、ご賛成された受益者様の議決権数が、6 月 30 日現在の議決権総数の 3 分の 2 以上の場合

平成 22 年 8 月 19 日に当ファンドの投資信託約款変更の届出を行ない、予定通り平成 22 年 8 月 21 日より適用いたします。

この場合、今回の投資信託約款変更が行なわれた旨を、改めて受益者の皆様にはご通知申し上げますので、ご了承のほどお願いいたします。

(2) 当ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者様の半数以上の方であって、ご賛成された受益者様の議決権数が、6 月 30 日現在の議決権総数の 3 分の 2 に達しなかった場合

当ファンドについては投資信託約款の変更を行ないません。この場合、投資信託約款の変更を行なわない旨を、上記議決権行使期間終了後、すみやかに公告し、当ファンドの知られたる受益者に書面にてお知らせいたします。

※ 平成 22 年 6 月 30 日を過ぎて取得された受益権については、上記の議決権を行使していただくことができませんので、ご承知おきください。

**3. 原通知書面「投資信託約款の変更に関する議決権の行使」において**

予定しております当ファンドの投資信託約款の変更に対し、議決権行使される場合は、同封の書面に必要事項をご記入いただき、楽天投信投資顧問株式会社までご返送ください。

平成 22 年 7 月 28 日(水)までに弊社に到着したものを有効とさせていただきます。

(中略)

※ 当ファンドに関し、複数の口座をお持ちの場合には、議決権行使に該当する口座番号ならびに当ファンドの保有口数をご記入ください。販売会社が複数にわたる場合には、議決権行使に該当するすべての販売会社分についてご記入ください。

(注 1) 同封の「議決権行使書」またはそれ以外の書面への記入内容に不備がありますと、議決権行使の受付ができなることがありますので、ご記入に際しては充分にご注意ください。

(注 2) 議決権を行使される受益者様の受益権口数の確認のため、販売会社に対して照会を行なわせていただきますので、ご了承ください。なお、その際、必要がある場合には、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。ご提供いただいた情報は、当書面記載の手続き以外の目的には利用いたしません。

(後略)

#### 4. 原通知書面「ご異議申し立ての受益者様の買取請求手続き」において

標 題：「反対された受益者様の買取請求手続き」

当ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者様の半数以上の方であって、ご賛成された受益者様の議決権数が、6月30日現在の議決権総数の3分の2以上となり、投資信託約款の変更が決定した場合には、反対のお申出をされた受益者様は、以下の手続により、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて受託会社に対し、投資信託財産をもって買取ることを請求できます。

買取請求の手続きについては、反対のお申出をされた受益者様に対してあらためてご案内させていただきます。

反対のお申出をされた受益者様が、必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

また、書面による議決権行使期間中・買取請求期間中ともに、販売会社において、通常通り、当ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けております。ただし、以下の手続きにしたがって買取請求をされた受益者様の受益権につきましては、通常の解約のお申込みを行なうことができなくなりますので、ご注意ください。

買取請求の手続き

① 買取請求期間 平成22年7月30日から平成22年8月18日まで（受託会社処理分）

(中略)

上記の買取請求は、当該投資信託約款の変更に対し反対のお申出をされた受益者が受託会社に対して行なうものであり、販売会社に対して行なうものではありません(※1)。

(中略)

※1 買取請求をされる場合、買取請求に伴う代金のお振込手数料や受託会社から送付される買取計算報告書類の郵送料等を買取代金から差引かせていただきますので、ご了承ください。

以上